

## 遠距離通学者等補助金について

遠隔の地域から本学に通学する者で通学に著しい時間及び経費がかかる者、又は遠距離通学を回避するため、本学の近くに住居を移している者学生で、将来山梨県内において歯科衛生士の業務に従事しようとする者に次の内容で補助金を給付します。

(受給者の資格)

- (1) 学業及び人物が優れ、かつ、健康である者
- (2) 本学を卒業後に一般社団法人山梨県歯科医師会の会員が経営する歯科医療機関において、歯科衛生士の業務に従事する者

※ 就職内定後、就職先との雇用契約書のコピーが提出できない場合、  
給付した補助金は返還しなければならない

- (3) 遠隔の地域から本学に通学する者で通学に著しい時間及び経費がかかる者、又は遠距離通学を回避するため、本学の近くに住居を移している者

※ 遠隔の地域の例：早川町、身延町、南部町、富士吉田市、都留市、南都留郡の各町村、大月市、上野原市及び北都留郡の各村、本学から片道 35 k m 以遠の北杜市、富士川町、市川三郷町、山梨県外

- (4) 学費等の滞納のない者

(給付額)

補助金の給付額は年額 2 万円

ただし、富士吉田市、都留市及び南都留郡の各町村にある自宅から公共交通機関を利用して通学している者への給付額は、年額 3 万円 ※定期券のコピーが必要

# 遠距離通学者等補助金 支給申請書

年 月 日

山梨県歯科衛生専門学校校長 殿

申請者 学年 年

住所

氏名

※ 下宿者は下宿先住所を記載

私は、次のとおり遠距離通学または遠距離通学を回避のための居住をしておりますので補助金を受給したく申請します。

1. 自宅通学者	通学期間 月 日～ 月 日
通学方法	電車・バス・自動車・バイク・( ) ※ 富士急行(電車・バス)利用者は定期券の写しを添付 片道35km以遠 の通学者 片道 . km ※ ルート検索WEB地図等を添付
2. 下宿者	下宿期間 月 日～ 月 日
帰省先住所	

※ 1・2の該当(予定)期間に記入し、各証明書類を添付のうえ申請すること。

遠隔の地域の例：早川町、身延町、南部町、富士吉田市、都留市、南都留郡の各町村、大月市、上野原市

及び北都留郡の各村、本学から片道35km以遠の北杜市、富士川町、市川三郷町、山梨県外